

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければならない。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければならない。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない子どもの意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、子どもを多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「みんなで なにごとに挑戦し ささえ合いながら クリエイティブに 学ぶ子ども」を学校教育目標としており、その根底には、一人ひとりを大切にする人権尊重の精神に根ざしたものである。すべての教育活動を通じて人権教育を推進し、自他の尊厳を重んじ、いかなる差別の存在も許さない実践力を身につけた民主的な人間の育成をめざしている。そして、安心・安全に学べる場と学習集団の構築（他者を認め互い、高め合う教育や、さまざまな子どもがいる中で、ともに学び、ともに育つ教育、ともに支え合う集団づくり・・・人権尊重の取り組み）と、子どもが主体的に学び続ける学習の保障（子どもたちの気づきや発見、実感を学習活動に活かす授業づくりをベースにしながら、個別最適な学びと協働学習のサイクル実現を目指す・・・授業改善の取り組み）を目標達成のための教育活動の両輪として取り組んでいく。

いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、差別やいじめを許さない学校、安心・安全に生活を送ることができる学校、豊かな心のはぐくめる学校をめざし、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「生活指導部会」・「人権教育推進委員会」・「生活連絡会」・「児童生活共有会議」・「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

「生活指導部会」

校長及び教頭、生活指導担当者、各学年生活指導担当者

「人権教育推進委員会」

校長及び教頭、生活指導担当者、各学年人権教育推進担当者

「生活連絡会」

生徒指導担当者、校長、教頭、支援教育コーディネーター、通級指導担当者、養護教諭、
SSW（スクールソーシャルワーカー）、SC（スクールカウンセラー）

「生活指導共有会議」「生活指導全体会」

全職員

「いじめ対策委員会」

校長、教頭、生活指導担当者、当該学年担任団、養護教諭、支援教育コーディネーター、通級指導担当者、SSW、SC等

(3) 役割

「生活指導部会」「人権教育推進委員会」（毎月1回開催）

- 学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し
- いじめの未然防止
- 教職員の資質向上のための校内研修
- 年間計画の企画と実施
- 年間計画進捗のチェック
- 各取組の有効性の検証

「生活連絡会」（毎週1回開催）・「生活指導共有会議」（生活連絡会を受けて、毎週1回開催）

- いじめの未然防止のための児童情報共有
- いじめ事案についての進捗確認

「生活指導全体会」（年間1回以上開催）

- いじめ対応組織の有効性の検証

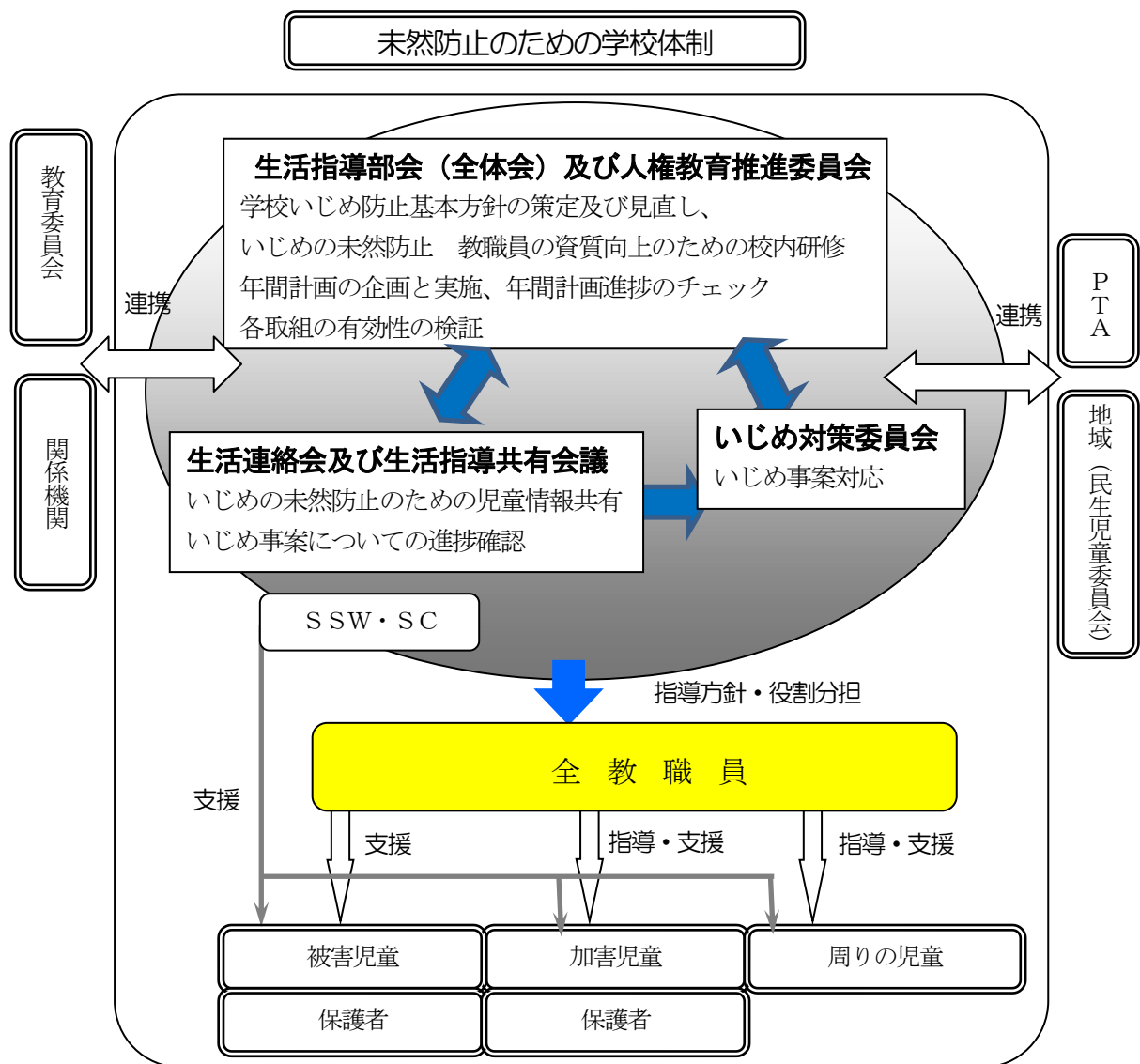
「いじめ対策委員会」

- いじめ事案対応

4 年間計画（別添1）

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

毎週開催する生活連絡会及び毎月開催する生活指導部会において取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケース等の検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。



第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

2 いじめの防止のための措置

- (1) いじめについては、まず、すべての教職員がその対応にあたるという意識と学校組織としての体制づくりが必要である。そして、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があることを前提に、児童全員を対象に未然防止の取り組みを図る必要がある。特に気になる児童については、日ごろの子どもの様子を把握

し、学校の現状と課題を共通認識するとともに、その課題の要因となることや子どもの背景などを共有し、組織的に対応する必要がある。

また、教職員に対しては、いじめに対する認識や鋭い人権感覚、子どもの変化を見逃さない観察力など、資質の向上をめざし、校内研修の充実に努める。

児童に対しては、それぞれの発達段階に応じ、いじめについての認識をもち、「いじめをしない」「いじめを許さない」ことを明確にし、また自分のいやな思いなどを言葉で表現できるような取り組みを図る必要がある。

- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、学校教育活動全体を通じた、道徳教育や人権教育の充実、読書活動・児童会活動、総合的な学習の時間など、様々な体験活動をすすめることにより、人とのかかわりを深め、人の気持ちを共感的に理解できるような豊かな情操を養う。また、一人ひとりの子どもを大切にしたい学びの場を創造し「教え合い・話し合い」活動をさらに生かして、すべての児童が、授業の中で参加・活躍できる授業づくり、わかりやすい授業づくりに努める。そのためには、授業実践を積み重ね、互いの授業を参観する機会を設けて、授業改善をめざす。

- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、教職員は、日頃より子どもの居場所づくりにつながる働きかけが大切である。「問題を抱えている児童に寄り添う」「人間関係に悩む児童の相談に乗る」「間違ったり失敗したりしても笑われない学級にする」「互いの良さを認め合う場を設定する」などの取り組みを授業やさまざまな教育活動の中で行い、互いの信頼関係の構築に努める。また、校内での共通のルール（学習上・生徒指導上等）を明確にし、安定した学校生活、学習規律を確立する。

- (4) 児童にはぐくむこととして、自己有用感や自己肯定感を育む取り組みが必要である。知識や情報としてのいじめの問題だけでは、自分自身の行動や気持ちのコントロールができてにくい児童もあるだろう。言われたことをするだけでなく、自ら主体的に行動するような取り組みや、自分が認めてもらった、大切にされたと感じる体験や、人の役に立っている、自分に自信が持てるような体験的活動を有効に取り入れ、子どものストレスの緩和にもつなげていく必要がある。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりするあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的な心の健康アンケート（元気調査）は、年3回、各学期の1ヶ月後ほどに実施し、児童の心の状態といじめの状況について把握し、その対応を行う。

日常の観察としては、朝の健康観察から、今日の子どもの表情や声のトーンの変化などに敏感にキャッチするようにする。また、学級担任だけが抱えるのではなく、些細なことでも、気になる子どもの様子は、同学年

の教職員に伝え、互いに声を掛け合って気づいた情報の共有を行うとともに、生徒指導担当者にも伝え、確実な情報共有ができる相談体制づくりに努める。

- (2) 定期的な教育相談としては、毎学期、学級懇談や個人懇談などから家庭上の子どもの変化などを聞き取り、保護者からの相談を行う。保護者と連携して児童を見守るため、日ごろからの連絡（連絡帳・電話連絡）を密にとり、悪いことの連絡だけでなく、よいことの連絡なども行い、信頼関係の構築と気軽に話しやすい関係づくりに努める。
- (3) すべての教職員が、基本方針に基づくいじめについての取り組みの実施や進捗状況の確認を行い、それを受けて、生徒指導特別委員会において、いじめ予防に向けた取り組みが、組織として適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検し、体制の見直しや改善に努める。

第4章 いじめに対する措置

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年代表や生徒指導担当者に報告し、いじめの防止等の対策のための組織と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、生徒指導特別委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラー等の協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。
「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。
- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。
そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等とも連携する。
運動会や宿泊行事、校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、生徒指導委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、教科、道徳、総合的な学習の時間等を通じて、情報モラルに関する学習をすすめる。

附則

平成 26 年（2014 年）3 月 5 日制定

平成 30 年（2018 年）3 月 23 日改訂

令和 8 年（2026 年）6 月 22 日改訂

(別添 1)

【年間計画】

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

豊中市立南桜塚小学校 いじめ防止年間計画				
	1・2年	3・4年	5・6年	学校全体（職員）
4月	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 学校生活カードにより把握された児童状況の集約 人権カリキュラムについて検討開始 心の健康アンケート 実施・回収 校外学習	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 学校生活カードにより把握された児童状況の集約 人権カリキュラムについて検討開始 心の健康アンケート 実施・回収 校外学習	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 学校生活カードにより把握された児童状況の集約 人権カリキュラムについて検討開始 心の健康アンケート 実施・回収	生徒指導委員会・人権教育推進委員会 年間計画の確認、生徒指導体制の共有 集団作りの取り組みや問題について交流（職員会議） 心の健康アンケート 状況把握
5月	人権学習（集団づくり）	人権学習（集団づくり）	人権学習（集団づくり） 自然体験学習（5年）	生徒指導部会・人権教育推進委員会
6月	元気調査 実施・回収 情報モラル講演会（ネットトラブル等）	元気調査 実施・回収 情報モラル講演会（ネットトラブル等）	元気調査 実施・回収 情報モラル講演会（ネットトラブル等） 修学旅行（6年）	生徒指導部会・人権教育推進委員会 ・元気調査で把握された児童状況の集約 教職員間による研究授業・公開授業
7月	1学期の振り返り 個人懇談 （家庭での様子の把握と学校生活の情報共有）	1学期の振り返り 個人懇談 （家庭での様子の把握と学校生活の情報共有）	1学期の振り返り 個人懇談 （家庭での様子の把握と学校生活の情報共有）	生徒指導部会・人権教育推進委員会 ・1学期の取り組みの振り返りと計画の進捗 人権教育研修会（部活動課題学習） 生活指導研修会
8月				

生活連絡会
生活指導共有会議

9月	学級会（行事への取組みと集団づくり） 人権学習参観・懇談	学級会（行事への取組みと集団づくり） 人権学習参観・懇談	学級会（行事への取組みと集団づくり） 人権学習参観・懇談	生徒指導部会・人権教育推進委員会 人権学習参観に向けて 人権学習参観・懇談についての交流
10月	元気調査 実施・回収 運動会 校外学習	元気調査 実施・回収 運動会 校外学習	元気調査 実施・回収 運動会 校外学習	生徒指導部会・人権教育推進委員会 ・元気調査で把握された児童状況の集約 校区人研
11月	合同発表会	合同発表会	合同発表会	生徒指導部会・人権教育推進委員会
12月	個人懇談 （家庭での様子の把握と学校生活の情報共有）	個人懇談 （家庭での様子の把握と学校生活の情報共有）	個人懇談 （家庭での様子の把握と学校生活の情報共有）	生徒指導部会・人権教育推進委員会 ・2学期の取り組みの振り返りと計画の進捗
1月	学級会（2学期の振り返り） 元気調査 実施・回収	学級会（2学期の振り返り） 元気調査 実施・回収	学級会（2学期の振り返り） 元気調査 実施・回収	生徒指導部会・人権教育推進委員会 ・元気調査で把握された児童状況の集約
2月	入学体験(1年) （異年齢との交流）		三中からの出前授業（6年） 小中交流会（6年）	生活指導全体会
3月	学級会（1年間の振り返り）	学級会（1年間の振り返り）	三中見学会（6年） 学級会（1年間の振り返り）	生徒指導部会・人権教育推進委員会 ・1年間の振り返りと次年度に向けての取り組みの検証

生活連絡会
生活指導共有会議